

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年2月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年2月15日から同年3月7日まで縦覧に供する。

令和4年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市三谷土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業 (かんがい排水事業) 砂入池地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 通谷中南地区	〃